

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	八尾市 市税の収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八尾市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の徴収に関する事務。 ・市税の消し込み、収納等を行う収納管理事務。 ・督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務。 ・過誤納に伴う、還付又は充当業務。 ・納税証明発行事務。
③システムの名称	・税収納システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 納税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-9861(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八尾市財政部納税課 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-3824(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する処理がある時は、その処理ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	上野山 喜之	課長	事後	
平成31年3月25日	II いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年2月4日	事後	
平成31年3月25日	IV リスク対策	—	新規記載	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第20条	事後	
令和2年7月31日	II しきい値判断項目 「いつ時点の計数か」	平成31年2月4日	令和2年4月1日	事後	
令和3年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八尾市総務部市政情報課情報公開室	八尾市総務部総務課情報公開室	事後	
令和3年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第20条	・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第20条	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		※様式変更に伴う新規記載 十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する処理がある時は、その処理ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年7月31日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]内部監査	[]内部監査	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③ システムの名称	・税収納システム ・番号連携サーバー ・共通基盤システム ・中間サーバー	・税収納システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー	事前	
令和8年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和8年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和7年6月18日	令和8年3月23日	事後	